

事務連絡

令和4年1月20日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品安全企画課  
食品監視安全課

オミクロン株の感染流行に対応した  
食品等事業者等における感染予防対策の徹底について

今般、令和4年1月9日からまん延防止等重点措置を実施している広島県、山口県、沖縄県をはじめ、全国的にオミクロン株の流行により新型コロナウイルス感染症患者が急増しております。

つきましては、機会を捉えて、食品等事業者等に対して、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（※）を参考に事業所内における感染拡大防止対策に努めるよう周知いただくとともに、事業所内において感染症患者が発生した場合に事業を継続するときには必要な衛生管理、検査等が維持・継続されるよう、あらかじめ体制整備等必要な措置を講じるよう周知をお願いします。

（※）業種ごとの感染拡大予防ガイドライン例

- 食品製造業における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン  
<https://www.shokusan.or.jp/wp-content/uploads/2021/10/ki-20211006-1.pdf>
- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン  
[https://www.seiei.or.jp/chuoukai/images/guide\\_gaisyoku\\_bcp.pdf](https://www.seiei.or.jp/chuoukai/images/guide_gaisyoku_bcp.pdf)
- 食肉販売業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン  
<https://www.seiei.or.jp/chuoukai/images/set-zensyokuniku-guideline.pdf>
- 食鳥肉販売業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン  
<https://www.seiei.or.jp/chuoukai/images/set-zentyouren-guideline.pdf>

以上